

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2017

月刊

中小企業レポート

10

No.491

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

第69回中小企業団体全国大会の全体概要



けんしん で新しいサービスはじめました。

Tポイント貯まります



T-POINT

「Tポイント」貯まります。

信州を応援！

一地域の魅力をプロデュース

スタートキャンペーン実施中

キャンペーン期間

2017年9月11日(月)～10月31日(火)

ポイント倍増!!

期間中、対象商品のお取引で、通常ポイントのほか、さらにキャンペーン特別ポイントが貯まります。

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | スマホ窓口からの
普通預金口座開設で | 400ポイント |
| 2 | 給与振込(5万円以上)の
ご指定で | 800ポイント |
| 3 | 年金振込のご指定で | 800ポイント |
| 4 | 定期預金100万円以上・
1年以上のご契約で | 200ポイント |

※個人のお客さまの定期預金に限りします。※定期預金につきましては、キャンペーン期間中のみポイントを付与します。

Tカードをお持ちのお客さまが対象となります。上記のポイントは通常ポイントとキャンペーン特別ポイントを合計したポイントになります。キャンペーン終了後は通常ポイントのみとなります。

スマホ専用アプリ

スマホ窓口

1つのアプリで、
24時間いつでもどこでも、
いろいろなご要望に
お応えします。

ダウンロード
無料!

「普通預金をつくりたい」
口座開設

「通帳の中を見たい」
スマホ通帳

「近くのATMまでの距離は」
店舗・ATM検索

「振込をしたい」
インターネット
バンキング



スマホの中の通帳を記帳、入出金をすぐに確認!



通帳に愛称が
つけられます。



記帳するボタン
を押すと、最新
の取引内容が
記帳されます。



残高が
表示されます。

メモを入力する
ことができます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK

長野県信用組合 けんしん

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2017

10

No.491

-
- 2 **特集**
第69回中小企業団体全国大会の全体概要
-
- 4 **信州の100年企業**
株式会社ヤマサ（松本市）
-
- 5 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **全中インフォメーション**
-
- 10 **好機逸すべからず**
若林醸造株式会社（上田市）
ナパック株式会社（駒ヶ根市）
-



【表紙写真】 そばぶるまい

ネット通信販売で、安曇野から信州の生そばをお届けする「そばぶるまい」は、大手ネット通販サイトのそば総合ランキングでも毎年ベスト3に入る人気商品です。保存料を一切使用しないため、そば本来の美味しさが楽しめます。

【お問い合わせ】

株式会社ヤマサ そばぶるまいお客様係

電話 0120-151-803

URL <http://www.sobaburumai.com/>

特集

第69回 中小企業団体全国大会の全体概要

団結は力 見せよう組合の底力！
～地方創生は連携による地域力アップと強力な発信～

いよいよ今月26日（木）には、長野県松本市の「キッセイ文化ホール」にて第69回中小企業団体全国大会が開催されます。今回の特集では、開催日を目前に控え全国大会の開催概要についてご紹介いたします。



【国宝 松本城】



【松本家具 ウィンザーチェア】



【上高地 河童橋】

■開催日時

平成29年10月26日（木） 13時00分～ 16時00分

■会場

キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）

〒390-0311 長野県松本市水汲69-2 TEL 0263-34-7100

■主催

全国中小企業団体中央会、長野県中小企業団体中央会

■参加者

約2,500名（県内500名、県外2,000名）

■大会参加料

1人6,000円

■大会のテーマ及びサブテーマ

大会のテーマ

「団結は力 見せよう組合の底力！」

サブテーマ

「地方創生は連携による地域力アップと強力な発信」

■大会の目的

地域経済を担う中小企業・小規模事業者が組織する全国3万余の組合等が有する意見を総意として取りまとめ、これを内外に広く表明するとともに、中小企業・小規模事業者の成長分野への展開、持続的発展に向けて効果的な組織である組合等をはじめとする連携組織の活用など、国等に対して中小企業の振興施策の強化を訴え、安定した中小企業の成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として開催するものです。

■大会内容

アトラクション「松本アルプホルンの演奏」

祝 辞

議 事（議案審議・意見発表・決議）

表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）

大会宣言 ほか

■催行事

(1) 長野県の産業のPR企画展示及び物産の展示販売

(全国大会に併せて開催し、長野県の地域の魅力を発信)

開催日時 平成29年10月26日(木) 11時00分～16時30分

開催場所 松本市水汲「キッセイ文化ホール ホワイエ及びロビー・屋外特設テント」

内 容 ①長野県産業のPR企画展示(11件)

- ・ものづくり補助金事例
- ・ものづくり匠・技能案件
- ・ものづくり精密・医療連携案件
- ・信州の伝統的工芸品などの企画展示と販売

②長野県内物産の展示・販売(32件)

- ・信州そば、豆腐、菓子、おやきなどの食品
- ・地酒、ワイン、信州みそ、漬物、醤油などの発酵食品
- ・信州りんご等の旬の農産物や加工したジュレやソースなどの加工食品

(2) 信州そばのふるまい

開催日時 平成29年10月26日(木) 11時00分～ 限定500食

開催場所 松本市水汲「キッセイ文化ホール前 屋外特設テント」

内 容 信州そばのふるまい(無料)



【信州そば】

■アクセス

(1) 電 車 JR中央線・篠ノ井線 松本駅下車

(2) バ ス アルピコ交通 松本駅から約20分

バスターミナル1番または2番乗り場より乗車、
「総合体育館」で下車 徒歩3分

(3) 車・タクシー

【 車 】 高速・長野道「松本IC」、「安曇野IC」、
「梓川スマートIC」より30分以内
※駐車場は普通車600台、大型車60台

【タクシー】 松本駅お城口からタクシーで約15分程度

■シャトルバスの運行について

(1) JR松本駅バスターミナルからの無料送迎バスの運行(長野県外参加者も利用予定)

往路: バスターミナル9番乗り場より乗車、キッセイ文化ホールロータリー下車

復路: キッセイ文化ホールロータリーより乗車、松本駅前バス停下車

※往路は10時45分～13時00分まで、復路は16時00分～17時00分まで運行を予定しています。

(2) 長野県内参加者用貸切りバスの参加企画

北信・長野・上小・佐久・大北・木曽・諏訪・上伊那・下伊那地域より貸切りバスを運行します。

参加いただく
皆様へ

午前11時より長野県産業のPR企画展示、信州そばのふるまい(無料、限定500食)や各種物産の販売等がございますので、早めにご来場くださいますようお願いいたします。

■「感謝の夕べ」(前夜祭) 開催

主 催 長野県中小企業団体中央会

開催日時 平成29年10月25日(水) 17時30分より(受付開始 17時00分)

開催会場 「ホテルブエナビスタ」 〒390-0814 長野県松本市本庄1-2-1 TEL 0263-37-0111

内 容 主催者挨拶、来賓挨拶、鏡開き、乾杯、アトラクション「信州そば切り音頭」

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第19回

株式会社ヤマサ（松本市）



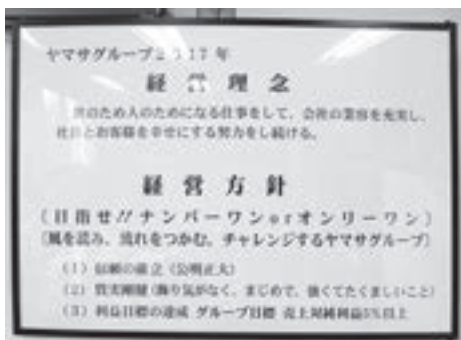
歴史を刻む看板の数々が掲げられている

明治3年、大久保佐一郎氏が東筑摩郡島内村青島（現松本市島内）にて木材、米穀の卸売・小売を業とする「大久保商店」を創業しました。穀物商社として中南信を中心に販売を広げ、大正時代には、貨物自動車フォードを購入して、米穀・肥料・飼料の販売を県下に広げていきました。

株式会社ヤマサの事業内容は、食料品の原料製造から、ネット通信販売、ガソリン等のエネルギー供給、建設資材の製造販売、不動産事業と多岐にわたっています。これは常に時代の流れやお客様のニーズの変化を読み取り、地域密着のローカル企業として長野県全域の県民が求めるものを徹底して提供してきたからです。

平成5年にはスローフード需要の高まりに対応し、「長野といえば、そば」ということで、オリジナルの生そばセット「そばぶるまい」の通信販売を始めました。中信地域に多くある小さなそば製造所がマーケティングに課題を抱えている中、通信販売のノウハウを持つ同社がマーケティングを担当することで、全国に向けて地域のそばを知ってもらう機会を増やしました。打ちたてのそばの風味を味わってもらうため、保存料等は一切使用しないという姿勢は口コミで人気を集め、平成17年にネット通信販売を開始したところ、ネット通販大手のそば総合ランキングでも毎年ベスト3に入る人気商品に成長しました。

「世のため人のためになる仕事をして、会社の業容を充実し、社員とお客様を幸せにする努力をし続ける。」を経営理念に、社員の意見も取り入れながら時代に沿った経営方針を立てることで、同社の強みである「風を読み、流れをつかむ。」経営を実践しています。



主なあゆみ

- | | |
|--------------|--|
| 1870年(明治3年) | 初代大久保佐一郎氏が個人営業で木材・米穀業の大久保商店を創業 |
| 1950年(昭和25年) | 3代目大久保豊氏が株式会社大久保商店（屋号ヤマサ）に法人改組 |
| 1988年(昭和63年) | 本社を現在地に移転し、社名を株式会社ヤマサに変更 |
| 1990年(平成2年) | 株式会社ヤマサ創業120周年記念式典開催 |
| 1992年(平成4年) | 4代目大久保典昭氏が代表取締役に就任 |
| 2000年(平成12年) | 法人設立50周年記念式典を開催 |
| 2002年(平成14年) | 大久保典昭氏が社会福祉法人ハーモニーを設立
老人介護事業を立ち上げ、松本市で150人の老人介護を行っている |



株式会社ヤマサ

松本市笹賀7600-22

事業内容	卸売業、小売業、製造業
創業年	1870年（明治3年）
創業時の屋号	大久保商店
創業時の事業	卸売業、小売業

「山創 森のまつり2017」を開催 ～企業組合山仕事創造舎～



ツリークライミングを
楽しむ子どもたち

ワークショップでは、木工部品をバイキング形式で選びオリジナルのイスを作る「木工バイキング」や「生木でバターナイフ作り」、「カンナで箸づくり」の体験ができ、来場者が思い思いの作品作りを楽しみました。従業員による樹上作業や伐木のデモンストレーションでは、木が切り倒される瞬間や、森の中での実際の作業風景を間近に見学した来場者から、感嘆の声があがっていました。

香山由人代表理事は「地域で出した木材を地域で活用し、様々な形に利用することができる。森や林業の持つ魅力を子どもたちに知ってもらいたい」とイベントへの思いを話されました。



伐木のデモンストレーション

伝統的工芸品を松本空港に展示

～長野県伝統工芸品産業振興協議会～

9月7日、信州まつもと空港ターミナルビル2階に長野県内の伝統工芸品を展示するコーナーが設けられました。松本空港の利用者が10年ぶりに12万人を超え、空港ビルへの来場者が増える中、長野県の空の玄関口である空港のターミナルビル内で、県内外の方に長野県の伝統工芸品を紹介する機会ととらえ、展示することとなりました。

現在の展示品は、木曽地域で生産されている「木曽漆器」の光沢ある漆塗りの弁当箱やフォトスタンド、「南木曽ろくろ細工」のトチやケヤキなどをろくろで加工した木目の美しいお椀や花器等13点が展示されています。職人の手仕事により生み出される品々は、高い技術力とぬくもりを感じさせます。

展示品は3～4か月単位で入れ替えられる予定で、次は北信地域の伝統的工芸品の展示が予定されています。長野県内には、連綿と伝わる伝統的工芸品が数多く存在します。松本空港にお出かけの際には、2階の展示コーナーで職人の技が光る逸品をぜひご覧ください。



おかぼんカードポイントを「絵本」と交換

～岡谷スタンプ協同組合～

岡谷スタンプ協同組合は岡谷市子育て支援館「こどものくに」の利用者を対象に、組合発行のポイントカード「おかぼんカード」の500ポイント分を同館で絵本1冊と交換できる事業を行っています。仕組みとしては、「こどものくに」への入館時にカードを提示すると5ポイントを進呈。500ポイント貯まると、用意してある絵本の中から1冊と交換。当然同館で付与されたポイントは加盟店での買い物にも利用できます。

同組合では若い世代へポイントカードの普及及び利用促進を目的に、これまでも岡谷市と連携し公共料金の支払い、市図書館、岡谷美術考古館、イルフ童画館でポイントを付与する取り組みを行ってきました。この絵本の交換事業についても同様の目的で2015年6月から開始。導入前の2014年度の年間利用回数は1,075回でしたが、2015年度の年間利用回数は4,943回、2016年度は4,423回と同館の利用回数は4倍以上増加、交換された絵本も累計70冊以上に達し、利用者からも好評を得ています。

同組合ではこの事業が若い世代へのカード普及と絵本を通して親子の絆を深めることに繋がることを期待し、今後も当事業を広く周知していき、利用者増加に向けて取り組んでいきます。



「おかぼんカード」は入会無料で同市内の加盟店で作ることができ、100円(税抜)ごと1ポイントを加算。貯まったポイントは、加盟店であればどこのお店でも1ポイント1円換算で、現金同様に1ポイントから利用できます。同組合が行うイベント、催し、セール等の特典、公共料金の納付などお得なメリットが豊富で地域に根ざしたポイントカードとして普及しています。

新たに2組合が官公需適格組合の証明を取得

～松本市建設事業協同組合、長野県石油協同組合～

長野県内の官公需適格組合^(※)の証明取得はこれまで14組合でしたが、今年度2年ぶりに松本市建設事業協同組合(平成29年6月21日証明取得)と長野県石油協同組合(平成29年7月21日証明取得)の2組合が新たに証明を取得しました。

組 合 名	松本市建設事業協同組合	長野県石油協同組合
地 区	松本市	長野県内一円
組 合 員 数	65社	304社
証 明 取 得 区 分	工事口	物品役務
共同受注品目等	土木一式工事、建築一式工事、 とび・土工・コンクリート工事、 舗装工事	石油製品、 業務に附帯する副資材の納入等
証 明 取 得 日	平成29年6月21日	平成29年7月21日
官 公 需 適 格 組 合 証 明 書 伝 達 式 の 様 子	 【深澤理事長(左)と本会馬場中信事務所長(右)】	 【渡邉理事長(右)と本会渡辺支援部長(左)】

国等が官公需適格組合への受注増大へ動いている中、官公需適格組合の証明取得により組合の信用力を向上させ、公共事業や役務提供の共同受注によりさらなる仕事の確保へつながることが期待されています。

※官公需適格組合とは

官公庁等が、物品の購入やサービスの提供を受けたり、工事の発注などをしたりすることを「官公需」といいます。中小企業が個別で受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうした共同受注事業を実施している中小企業組合において、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる経営基盤、運営体制が整備されている組合であることを中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が証明するものが、「官公需適格組合」です。官公需適格組合は①物品の納入や役務の提供と②工事(イ・ロ)の請負の2区分があります。

官公需適格組合制度や取得に関する詳細は、本会指導員へお問い合わせください。

●牧原厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官と懇談

大村会長、高橋専務理事及び中澤常務理事は、8月23日、全国中央会において、牧原秀樹厚生労働副大臣、田畑裕明厚生労働大臣政務官、大沼みずほ厚生労働大臣政務官と懇談を行い、働き方改革について中小・小規模事業者への配慮・周知徹底等の意見交換を行いました。



意見交換する左から大沼厚生労働大臣政務官、
牧原厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官

●大村会長、大西全国社会保険労務士会連合会会長と懇談

大村会長は、9月6日、本会会長室において、大西健造全国社会保険労務士会連合会会長との懇談を行いました。

本会からは大村会長のほか、高橋専務理事等が出席し、人手不足の現状下における働き方改革の必要性と課題等について意見交換を行い、大西会長から、社会保険労務士の役割と活用等について発言があり、大村会長からは、都道府県ごとの連携を促していきたいと述べました。



大村会長（左）と大西会長（右）

●6つの専門委員会にて第69回中小企業団体全国大会決議案を審議

全国中央会では、中小企業における諸問題を検討するため、9月21日～28日にかけて、商業専門委員会を皮切りに、金融、税制、労働、工業、総合の分野別に6つの専門委員会を開催しました。委員会では各分野における施策について中小企業庁及び厚生労働省からご講話いただいたほか、各都道府県中央会及び全国団体から提出された各種要望に基づき、第69回中小企業団体全国大会に向けた決議事項として審議を行いました。決議案の詳細は次号でご紹介いたします。



工業専門委員長を務める本会 春日会長



交流の駅は、信州の各地域にある交流施設です。地域の暮らしの中に溶け込むことで、ありのままの暮らしを感じ、それぞれの施設で特色ある交流を提供しています。

今月は9月号に引き続き14拠点のうちの2拠点をご紹介します。魅力あふれる信州で、素敵な交流を体験してみませんか。

東信

交流の駅 上田半過

「コミュニティビジネス方式」により、収益事業とそれに支えられる公益事業を同時展開し“新たな公共の場づくり”を目指しています。“地域性・社会性+事業性・自立性”を伴った「地域事業」を展開し、民（産）・学・官の連携と協働を推進しています。

◆こんな交流ができます

手芸・工芸品体験教室	「あとりえ部会」の会員が講師となり、伝統工芸から創作品などバラエティ豊かな手芸、工芸品づくりの体験教室を実施しています。
そば打ち体験	地粉100%を使い、そば打ちを基本から体験できます。 1打ち4～5食分
河川調査体験 鮎のつかみ取り 7月中旬から8月中旬	川にすむ生き物の観察や川の状態を調べる学習を通して、川のすばらしさを学びます。また、川で泳ぐ鮎のつかみ取り体験ができるのは、上田 道と川の駅ならではの体験です。

◆運営主体

上田 道と川の駅 おとぎの里

〒386-1106長野県上田市小泉2575-2

TEL 0268-75-0587 FAX 0268-75-0586

URL <http://www.otoginosato.jp/>



東信

交流の駅 立科

蓼科山の湧き水で育った農産物や蓼科牛を主力とする直売所で、美味しい定食やそば・うどんを楽しめる食堂が魅力。周辺には中山道の宿場や白樺湖・女神湖など豊かな自然の残る白樺高原リゾート地の北玄関口でもあります。

◆こんな交流ができます

食事処 のんき亭	地元食材をふんだんに使ったのんき亭御膳・蓼科牛入りハンバーグ定食等、豊富なメニューを美味しく楽しめます。
農産物直売所	地元産各種野菜や果物、アップルパイや岩魚のから揚げ等の加工品も充実しており好評です。
中山道芦田宿・ 茂田井間の宿	中山道の散策を楽しめます。茂田井間の宿の造り酒屋で地酒を楽しみつつ、芦田宿本陣や脇本陣跡、笠取峠の松並木を散策できます。

◆運営主体

農事組合法人蓼科農ん喜村

〒384-2211長野県北佐久郡立科町大字茂田井2480

TEL 0267-51-4100(代) FAX 0267-51-4121

URL <http://www.nonki-mura.com>



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.97

若林醸造株式会社（上田市）

「新米杜氏」が酒造りを本格的に復活。
ラブレ菌入り甘酒が人気の老舗蔵“第2の創業”。

人気を集めるラブレ菌入り甘酒

1896（明治29）年の創業から昨年（2016年）で120周年を迎えた若林醸造。今、「第2の創業」ともいべき大きな事業改革を推進しています。

清酒の需要低迷などにより、同社は1969（昭和44）年から醸造のほとんどを他社に委託。原酒の貯蔵・出荷を行いながら、わずかながら自社での酒造りも続け、代表銘柄「月吉野」を守ってきました。

その一方で、地域で生産されたりんど、ぶどうのジュース加工をスタート。現在、東北信地域を中心とする数百軒の果樹農家から委託され、加工・瓶詰めを行い、同社の主要事業として順調に推移しています。

2011年には酒米・美山錦の吟醸規格で造る甘酒の新商品開発に着手。地域資源製品開発支援センターなどの支援を受け、「ラブレ菌」という植物性乳酸菌を添加した新シリーズを商品化し人気を集めています。「ラブレ菌入りの甘酒はほかになく、首都圏やサービスエリア、病院の売店などで販売が伸びています」（若林陽子取締役）。

そんな同社を変えつつあるのが、若林文夫社長と陽子取締役の次女、真実さんです。それまで酒造りとはまったく別の道を歩んでいましたが、2013年「後継者がいない」酒蔵を存続するため実家に戻ることを決意。上田市内の酒造会社で修業を始め、2年目には自ら酒造りを行うようになりました。

酒造りを本格的に復活

同社先代杜氏のアドバイスも得ながら、真実さんが「新米杜氏」として酒造りを本格的にスタートして4年目。「特別純米原酒つきよしの」はまだ生産数量は少ないながら、料理を食べながら楽しむ“食中酒”という女性ならではのコンセプト



真実さんが醸す
「特別純米原酒つきよしの」



人気のラブレ菌入り甘酒

と味わいが評判を呼んでいます。

一方、若者、特に女性の間では低アルコール飲料の人気も高まっています。それを追い風に、さらにラブレ菌を使用した甘酒の好評を受け、ラブレ菌を使った新感覚のアルコール飲料（ラブレ酒）の開発にも乗り出しました。

ものづくり補助金を活用し、ラブレ菌を安定的に培養するための恒温機や麹作りに必要な蒸し米を製造する小型蒸し器、パルパーフィニッシャー（うらごし機）、マルチキャッパー（打栓機）などを導入。ラブレ酒の本格製造に対応するとともに、ジュース類の生産拡大も視野に入れた生産体制を構築しました。

「当社は酒造りを本格的に復活させましたが、



ラブレ菌培養に力を発揮する恒温機



酒造りを本格的に復活させた蔵

それは今までとは違う視点に立った酒造りのスタートです。第2の創業といってもいいかもしれません。生産量も増やしていく予定ですが、自分の能力にあった範囲で着実にやっていこうと思っています」

そう話す陽子取締役の目には、真実さんがとても頼もしく映っているようです。



若林醸造株式会社

代表 代表取締役 若林文夫
創業 1896（明治29）年
資本金 1,000万円
本社 上田市中野466



TEL.0268-38-2526 FAX.0268-38-0225
事業内容 清酒、甘酒、ジュース等の製造

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.98

ナパック株式会社（駒ヶ根市）

高度な精密部品をさらに省エネ・省コストでつくる。
粉末冶金専門メーカーとしての果敢な挑戦。

粉末冶金で高精度な製品づくり

鉄、銅、ステンレスなどの金属粉末を成形・焼結して金属製品をつくる、まるで陶磁器のような作り方を^{やきん}する製法が、粉末冶金です。



粉末冶金製品群

複雑な形状の製品を低コストで大量生産できる、複数の粉末金属の調合により素材の性質を調整できる、などの特徴を持ち、内部にある多くの気孔に潤滑油を含ませて油補給不要の軸受をつくることも可能です。

ナパックは粉末冶金の専門メーカー。自動車、産業機器、電機・電子など幅広い分野で、サイズ、形状を問わず高精度な精密製品づくりを行っています。また、磁石の金属粉末とプラスチックを混合してつくる、希土類ボンド磁石の開発・製造・販売も手がけています。

同社は1966年、DCマイクロモーターの部品組立で創業しました。数年後、モーターの含油軸受の生産をスタートしたことから粉末冶金に進出。80年代後半、取引企業のモーター製造の海外移転に伴い、粉末冶金専門にシフトしました。

希土類ボンド磁石には一般的な磁石の性質の「等方性」と、ある方向にのみ強い磁力を持つ特殊な「異方性」の2種類があります。異方性磁石は成形時に粉の向きを揃えるプロセスが難しく、特に高い技術ノウハウを必要とします。同社は異方性磁石メーカーとして世界でもトップクラスの実績を誇っています。

過去最高の売上げを達成

粉末冶金の弱点は、焼結する際、酸化を防ぐために酸素を取り除く還元性ガス（水素など）を大量に使うことと、電気炉の電気代がかさむこ



連続焼結炉

と。同社では実に、本社工場で使用する電気の50～60%が電気炉で消費されています。



水素ガス・窒素ガス混合装置

コスト対策として、同社はまず太陽光発電を導入。さらにものづくり補助金を活用し、本格的に省資源・省エネ型システムへの変更に取り組みました。鈴木社長は次のように話します。

「従来、還元性ガスのコストダウンを図るため、アンモニアを熱分解して窒素と水素にし、それを電気炉内に入れていました。液体水素、液体窒素を気化させて混合ガスを使用する方法に切り換えることで有毒なアンモニアを廃止し、熱分解に費やしていた大量のエネルギーコストを削減。さらに昼夜を問わず頻繁に行っていたガスボンベの交換作業をなくすることが可能になり、電気炉の夜間無人化への布石にもなりました」

同社では今年度（2017年）、過去最高の売上げを達成する見通し。HV・PHV・EV自動車部品など、これまで進めてきた技術開発の成果が実り、活発な生産が続いていることなどがその要因です。



希土類ボンド磁石群

「現在もかなりの研究開発テーマを抱えています」と鈴木社長。好調な業績はまだまだ続きそうです。



ナパック株式会社

代表 代表取締役社長 鈴木 隆
創業 1966（昭和41）年6月
資本金 9,600万円
本社 駒ヶ根市赤穂14-1823



TEL.0265-82-5266 FAX.0265-82-5270
事業内容 粉末冶金製品、希土類ボンド磁石製品の製造

弁護士の話

安定経営期にあたって の留意事項 **その4** 債権回収について



弁護士 長田 雄介

1 はじめに 「債権回収」といっても、権利の内容や問題となる場面は様々で、気を付けなければならない事項も千差万別です。本稿では、紙面の都合上、主として、売買契約に基づき発生する代金債権の回収に絞ってご紹介します。

2 弁済してくれないという事態になる前に 買主に資産は十分あるけれども、目的物に瑕疵があるとか、契約の解釈に疑義があるといった理由で支払いが滞っているのであれば、その争点が解消されれば任意の弁済が期待できるかもしれません。しかし、払ってくれない理由が資金ショートの場合、その時から慌てて買主の資産を調査しても、調査している間に、買主に残された資産はどんどん散逸してしまいます。資産のない買主から債権を回収することはできません。債権回収のための法的手続を執るにも費用がかかりますから、法的手続を執っても買主に資産がなく回収できなければより一層赤字になってしまいます。

また、目的物に瑕疵がある等の理由も実は表向きの理由に過ぎず、実際は資金ショートのために支払いができないという場合も想定できます。そのような場合には、やはり迅速に行動する必要がありますから、買主に資産が十分あるのかどうかを日ごろから検討しておくことが重要となります。

日々の取引の中で、買主側の資産に関する情報、例えば不動産を所有しているか、その不動産に担保権は付いているか、取引している金融機関はどこか、買主が売掛金を持っていないか、継続的な取引先があるかなど、できるだけ把握しておくことが望ましいということです。

3 債権回収の方法

- ① 相殺** 売主が買主に金銭支払債務を負っている場合、その債務と対当額で相殺することにより実質的に債権回収を実現することができます。但し相殺が禁止されている場合もあるので注意が必要です。
- ② 債権譲渡** 売買代金債権を第三者に売却することで実質的に債権回収を図ることも考えられますが、債権回収可能性が低い場合は備忘価格になりかねませんので、実質的な回収手法ではありません。ただ、損金処理は容易になります。
- ③ 担保権の実行** 売買契約の場合、売主に先取特権が認められることがあります。この場合、買主が破産しても回収できる可能性があります。なお、先取特権があるからといって法的手続によらずに自力救済をすることは違法となる場合があるので注意が必要です。

保証人がいる、質権がある、抵当権がある等、担保を有していれば実行することで債権回収を図ることも考えられますが、通常の売買契約でこれらの担保権を設定していることは多くないと思われます。また、仮に担保があるとしても、担保として機能するのか、担保割れしていないか十分考慮する必要があります。

④ 弁護士等の専門家に督促を依頼する 例えば、売買契約の解釈や売買目的物に何らかの瑕疵があって代金を支払わない、というような事案であれば、弁護士等の専門家に督促状の作成を依頼することで、買主側も裁判を起こされることのデメリットを考慮し、任意に支払ってくれることが期待できます。また、弁護士が間に入ることによって、買主側の言い分を踏まえ、判決を見越した和解が成立する可能性もありますので、全額を回収できないとしても、早期の債権回収が期待できます。

⑤ 法的手続 最終的に訴訟となり、売買代金債権の支払いを命ずる判決を得て確定した場合、任意に判決どおりの支払いをしてもらえる可能性があります。ただ、法的手続には時間もかかりますので、手続中に資産が散逸しないように、買主の資産（売り渡した物品、抵当権の設定されていない土地建物、売掛金、借入のない金融機関に対する預貯金等）があるかを調査し、まず、資産の処分を禁止する手続をとれるかを検討する必要があります。

また、差し押さえた資産を競売にかけられる場合、入札がないという事態も想定しておかなければなりませんし、強制執行手続を執るには費用がかかりますが、その費用は申立人側がまず立て替えなければならず、最終的にこの費用を含めて回収できるのか、回収見込額などを比較しながら判断する必要があります。

4 消滅時効に注意 ところで、商事債権であれば、一般的に、権利を行使できる時から5年で時効により消滅します。また、現行法では、より短い期間で消滅時効にかかる債権もあるので十分注意が必要です。消滅時効の完成を止める方法はいくつかありますが、単に督促（催告）を繰り返しているだけでは、時効期間が中断しません。時効期間完成前に催告をすることで時効完成が一時的に猶予されますが、催告してから6カ月以内に訴訟提起等をしなければ時効は完成してしまいます。私の経験上、相談に来られた方の中に、請求書を繰り返し出していても時効は完成しないと勘違いしていた方も少なくなく、もし時効が完成していなければ回収できる可能性があったという事案も少なくありません。長期間支払ってもらっていない債権があれば早期に専門家に相談に行かれることをお勧めします。なお、時効制度については、時効期間を含めて、民法改正がなされ、本年6月から3年以内に新しい改正法が施行される予定ですので、注意が必要です。ここで述べたことは、まだ当面の間適用される現行法に沿ってお話していますので、混乱のないよう弁護士に相談しながら対応することが必要です。

5 おわりに ご紹介した債権回収方法は一部であり、他にも様々な手段が考えられるでしょうし、それぞれの手段ごとに注意すべき点が異なります。買主側に資産がなければ債権の回収は至難の業ですから、予め備えておくということが何よりも重要ということになります。

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

… 全国において集中的な適用促進活動を展開します。…

長野労働局総務部 労働保険徴収室

☆適用促進活動の趣旨

◎労働保険の適用促進につきましては、依然として未手続事業所が残されているのが現状です。
未手続事業の解消は、

- ① 労働保険制度の健全な運営
- ② 費用の公平負担
- ③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、国は「未手続事業一掃対策」を推進しています。

◎11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開することとしています。

☆労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、

事業主は、社員・嘱託社員・パート、アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の加入手続を行わなければなりません。（国の強制保険制度）

未手続事務所に関する情報がございましたら、労働局もしくは最寄りの監督署、安定所にご提供ください。ご提供いただきました情報は加入促進に役立たせます。

◎**労災保険とは**、業務上の事由又は通勤により労働者が負傷又は、疾病にかかったり、死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎**雇用保険とは**、労働者が失業した場合及び労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための各種助成金等の支給も行っています。

◎**事業主が故意又は重大な過失により労災保険関係の成立手続を行わない期間中に**、事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部（100％）又は一部（40％）を徴収される場合があります。（費用徴収制度）

◎**中小事業主が労働者と同様に労災保険給付等を受けることを希望する場合には**、労働保険事務組合に事務委託し、特別加入申請することにより、その適用を受けることができます。

（中小事業主等の特別加入制度）

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志1-2-11 昭和ビル9F TEL:0263-34-3585 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413

上田営業部 TEL:0268-24-2755 佐久営業部 TEL:0267-62-0358

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-23 (2017.5)
B-2017-1097 (2017.5) 使用期限 2018.3.31

信州みらいチャレンジ保証

長野県の地域経済を支える中小企業の皆さまの事業承継をはじめとする経営課題の解決を支援します。

概 要	
ご 利 用 いただける方	次の要件を満たす方 ①取引金融機関（メインまたは準メイン金融機関）との間で証書貸付、手形貸付、当座貸越、割引、社債引受等による取引が3年以上あり、保証申込時点でその取引残高がある方 ②事業承継等の経営課題を抱え、その解決に取り組む方 ※お申込みはメインまたは準メイン金融機関を通じてお願いいたします
限 度 額	1億円以内
対 象 資 金	運転資金及び設備資金
保 証 期 間	運転 7年以内 設備 10年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）
信 用 保 証 料	年0.25%～1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です
貸 付 利 率	金融機関所定の利率
連 帯 保 証 人	原則として法人の代表者を除き不要
担 保	必要に応じてご提供いただきます
添 付 書 類	所定の申込資料の他、申込人資格要件等確認書及び課題確認書の添付が必要となります ※書式は、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）に掲載しています

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

ながの共済
傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000万円※

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで！

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金

非正規雇用労働者 待遇改善支援センター にご相談ください

- 非正規の方の待遇改善に向けた原資の確保が難しい
- 賃金制度の見直し方がわからない 等

Step
1

電話・メールでまずはご相談
社会保険労務士や経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします

Step
2

賃金制度の見直しをお手伝い
事業所を訪問して、賃金制度の見直しに
ついて助言を行います(希望制)

長野非正規雇用労働者待遇改善支援センター (厚生労働省長野労働局委託事業)

〒380-0936 長野市中御所260-1 信用開発ビル2階

開所時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日及び12/29～1/3は閉所します)

電話番号 026-219-2414 Mail center@hiseiki-shien.sakura.ne.jp

必ずチェック 最低賃金！ 長野県最低賃金は

時間額 795円

平成29年10月1日から適用

【長野県最低賃金 改正のお知らせ】

長野県内の事業場で働く
すべての労働者と、労働者
を一人でも使用しているす
べての使用者(事業主)に適
用される「長野県最低賃金」
が改正されました。

※印刷・製版業については、平成29年10月1日から長野県印刷・製版業最低賃金の改正が行われるまでの間は、長野県最低賃金が適用されます。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または長野労働局 労働基準部 賃金室
(電話番号026-223-0555)までどうぞ。

長野労働局

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果
たすとともに「あらゆる差別の撤廃と
人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも退職金制度！
「中退共」は、中小企業のため
の国の退職金制度です。
掛金助成や税法上の優遇が
受けられ、社外積立だから
管理も簡単。退職金はぜひ
中退共におまかせください。
(お問合せ先) 独 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

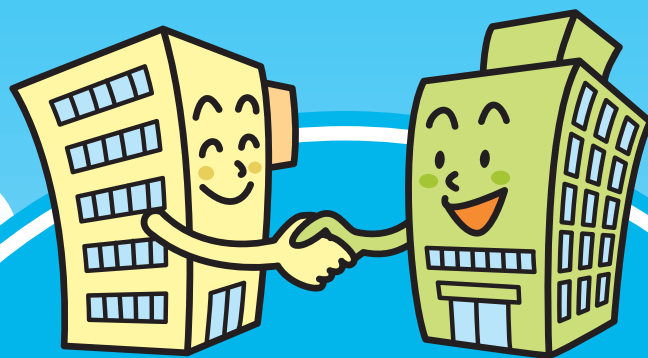
月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2017

10

No.491

第491号 平成29年10月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所で行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業
団体と国の協力で設立さ
れた公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体
などと連携し豊富な人材
情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせ
んについての費用はかか
りません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00～17:00(土日祝は休業)



公益財団法人 産業雇用安定センター

長野事務所 〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

☎ 026-229-0555